

第2次募集は  
9月中旬を予定

## 経営継続補助金

農業者の事業継続に向けた取り組みを支援



国では、感染拡大防止対策を行いつつ、販路の回復・開拓などの経営継続に向けた農業者の取り組みを支援しています。

■対象 市内で農業を営む個人事業者または法人  
※常時使用する従業員が20人を超える法人は対象外

■補助対象事業 支援機関(農業協同組合)から、経営計画作成から事業実施までの伴走支援を受け、次のいずれかを含む経営の継続に向けた事業  
▶国内外の販路回復・開拓▶事業継続・回復のための生産・販売方式の確立・転換▶円滑な合意形成の促進一など

■要件 補助対象事業のうち▶接触機会を減らす生産・販売への転換(作業場や倉庫などで作業員スペースを確保するための改修費用など)▶感染時の業務継続体制を構築(Web会議システムの導入費用など)一などの費用が事業費総額に対し6分の1以上含まれていること

### ■補助率・補助上限額

取組内容	補助率	補助上限額
経営継続の取り組みに要する経費	4分の3	100万円
上記と併せて実施する感染拡大防止の取り組みに要する経費	定額	50万円

※複数の経営体で共同申請することができます。詳しくは、農政課(☎23-1400)にお問い合わせください

■補助対象期間 5月14日～12月31日

※補助対象期間内に支払いまで完了した経費が対象です

[補助金(個人事業者)の例]

9月20日～30日の期間中に、計画策定から事業実施までの伴走支援を農業協同組合から受け、12月31日までに肉用牛の分娩管理を効率化するための発情発見システムを導入し飛沫対策として事務所内にアクリル板を設置した場合の補助金の交付額と自己負担額

区分	内容
①	①経営継続の取り組みと②感染症防止の取り組みに要する経費 194万円(①に要した経費134万円+②に要した経費60万円)
②	経営継続の取り組みに対する補助金 100万円(①×4分の3) ※100万円が上限
③	感染症防止の取り組みに要する経費 50万円(②…定額) ※50万円が上限
④	補助金総額 150万円(②+③)
⑤	自己負担額 44万円(①-④)

### 申請サポート窓口

J Aいわて花巻 花巻地域営農グループ営農振興課  
☎29-5881

※第1次募集は終了。第2次募集は9月中旬ごろに開始される予定です。詳細が決まり次第、J Aいわて花巻ホームページ(<https://www.jahanamaki.or.jp>)でお知らせします

\*申請書類などは経営継続補助金専用ホームページに掲載しています



QRコード  
ホームページ

【問い合わせ】農政課(☎23-1400)

## 70歳以上を対象に「はなまき小判」を配布します

■問い合わせ 本館商工労政課(☎41-3539)

市では、70歳以上の市民を対象に花巻商工会議所が発行するはなまき小判(地域商品券)2,000円分を配布します。

同事業は、市が実施するキャッシュレスQRコード決済サービス「PayPay」を活用した「がんばれ花巻!対象のお店で最大20%戻ってくるキャンペーン」を補完するため、スマートフォン保有率の低い70歳以上の皆さんにも市の支援が受けられるようにすることを目的としています。

■対象 9月1日時点で、花巻市の住民基本台帳に記載されている70歳以上の人

■利用期間 10月15日(木)～令和3年3月21日(日)

■助成額 はなまき小判2,000円分(1,000円分2枚)

■配布方法 10月上旬をめぐりに簡易書留で郵送します

\*広報はなまき7月15日号で「特定記録郵便で配布」とお知らせしていましたが、上記の配布方法に変更しました

農業者対象分  
申請サポート

## 持続化給付金

個人事業者100万円、農業法人200万円が上限



事前予約が必要

国の持続化給付金  
申請サポート窓口を開設しています

国では、売上げの減少した農業者に対し持続化給付金を支給しています。

申請は、電子申請(オンライン)のみとなっていますが、自分自身で申請することが難しい人のために申請サポート窓口をJ Aいわて花巻が開設しています。

■対象 J Aいわて花巻組合員  
■相談期間 ▶1月～6月の収入で給付

要件を満たす場合…8月21日(金)まで▶7月以降の収入で給付要件を満たす場合…12月18日(金)まで

■時間 午前8時30分～午後5時  
■会場 J Aいわて花巻本店  
■相談料 無料  
■予約 J Aいわて花巻 花巻地域営農グループ営農振興課(☎29-5881)

## ◆◆◆ 国の持続化給付金の概要 ◆◆◆

■対象 次の要件を全て満たす事業者

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年のいずれかひと月の売上げが前年同月比で50%以上減少している農業者
- 平成31年(令和元年)以前から事業収入(売上げ)があり、今後も農業を継続する意思がある農業者

※資本金または出資金が10億円以上の法人もしくは資本金または出資金の定めがなく、常時使用する従業員の数が2,000人を超える法人は対象外

■補助上限額

- 個人事業者の場合…100万円
  - 農業法人の場合…200万円
- ※昨年1年間の売上げからの減少分が対象

[給付額(個人事業者)の例]

平成31年(令和元年)の事業収入が480万円(月額40万円×12カ月)で令和2年4月の収入を上記受給対象者要件の「ひと月」の売上げとして、前年4月の売上げとの比較で減少額を計算した場合

区分	1月	2月	3月	4月	5月	…
平成31年(令和元年)	40万円	40万円	40万円	40万円	40万円	…
令和2年	40万円	36万円	20万円	10万円	28万円	…

●給付金の算定例

区分	内容
①	平成31年(令和元年)の年間事業収入 480万円(月額40万円×12カ月)
②	平成31年4月(ひと月)の事業収入 40万円
③	令和2年4月(ひと月)の事業収入 10万円(前年同月比で50%以上の減少なので支給対象)
④	給付金の算定 (①-③×12) 平成31年(令和元年)の年間収入480万円-令和2年4月(ひと月)の売上げ10万円×12カ月=360万円(100万円超の場合、上限の100万円で打ち切り)
⑤	給付額 100万円

■申請方法 経済産業省が開設している「持続化給付金の申請用ホームページ」から電子申請

※操作(申請)方法がよく分からない人を担当者がお手伝いします。上記の申請サポート窓口にご連絡ください



申請方法動画  
QRコード



申請用ホームページ  
QRコード

【問い合わせ】農政課(☎23-1400)